

令和8年3月5日

佐賀県警察本部  
会計課長

佐賀県警察本部建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）の参加資格  
事前審査登録について

条件付一般競争入札（事前審査型）において審査する「同種工事の施工実績」等については、平成27年度から事前審査登録制度を導入し、「同種工事の施工実績調書（様式第6号）」及び「事実を証する書類」を「入札参加資格要件事前審査登録証」の写しに代えることができることとしています。

**令和8年度**における入札参加資格要件事前審査登録申請について、下記のとおり受付を行いますので、申請する場合は、申請書類を郵送してください。

なお、申請書類に不備（書類の訂正や修正、資料の不足等）があるときは、追加資料の提出を求める場合があります。また、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

記

1 受付期間

令和8年4月1日から随時受付

2 提出場所

〒840-8540 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号

佐賀県警察本部会計課管財係

TEL：0952-24-1111（内線2263）

※封筒に「入札参加資格要件事前審査登録申請書類在中」と記入してください。

3 **令和8年度**登録における留意点

- (1) **令和7年度**に入札参加資格要件事前審査登録証の交付を受けている者で、**令和8年度**においても同じ工種、同じ施工実績により申請される場合、「同種工事の施工実績調書（様式第6号）」には、**令和7年度**に登録している施工実績を記載していただき、同種工事の事実を証する書類については、入札参加資格要件事前審査登録証（**令和7年度**）の写しに代えることができます。

登録証の施工実績は**平成23年4月1日**以降に竣工した工事に限りますので、御注意ください。

※施工実績の対象期間は、令和2年度までは過去10年間としておりましたが、令

和3年度より過去15年間に拡大しました。

- (2) **令和8年4月1日**以降公告の個別の入札案件の資料提出時に、「入札参加資格要件事前審査登録申請書（様式1）」（以下「申請書」）を添付していただくことで、併せて事前審査登録申請の受付もできるものとします。

※ 封筒には「工事名、技術者等資料在中」及び「入札参加資格要件事前審査登録申請書類在中」と記入してください。また、事実を証する書類の添付は1部で結構です。ただし、個別の入札参加資格の事実を証する書類として、**令和8年度**の申請書なしで入札参加資格要件事前審査登録証（**令和7年度**）のみを添付された場合は、個別の入札参加資格としては、有効期限切れのため認めることはできません。

※ 申請書を既に申請され、警察本部会計課からの登録書発行が完了していない期間中に該当する同種工事の入札に参加する場合、電子入札システムに入札参加資格確認申請書を登録する際に併せて申請書の写しを登録することで、同種工事の施工実績調書（様式第6号）及び事実を証する書類の郵送等での提出は不要とします。

なお、その際は、既に申請された申請書及び事実を証する書類の資料をもって、入札参加資格に係る参加の有無を判断します。

#### 4 提出資料

- (1) 入札参加資格要件事前審査登録申請書（様式1）
- (2) 同種工事の施工実績調書（様式第6号）
- (3) 同種工事の施工実績調書に記入された工事内容（最終契約数量）がわかる書類の写しで以下のいずれか
  - ・ 登録内容確認書（竣工登録されているもの）又は竣工登録工事カルテ受領書の写し（2,500万円以下の簡易コリンズは不可）
  - ・ 契約書の写し及び工事内容がわかる書類（設計書、仕様書等）
  - ・ 発注者の履行証明及び工事内容がわかる書類（設計書、仕様書等）等
  - ・ 入札参加資格要件事前審査登録証の写し

#### 5 登録対象の資格要件

登録の申請にあたっては、次のとおり工種ごとに資格要件を定めています。

- (1) 道路標識工事を主たる工事とする工事
  - ・ **令和7・8年度**佐賀県建設業者施行能力等級表「とび・土工・コンクリート工事A、B又はC級」に格付けされており、次の資格要件を満たす者
    - ・ 県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

- ・ 道路標識工事を主たる工事とする工事の自社施工の実績を有すること。

(2) 道路標示工事を主たる工事とする工事

令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表「塗装工事A、B又はC級」に格付けされており、次の資格要件を満たす者

- ・ 県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。
- ・ 道路標示工事を主たる工事とする工事の自社施工の実績を有すること。

(3) 信号機工事

令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表「電気工事A又はB級」に格付けされており、次の資格要件を満たす者

- ・ 県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。
- ・ 信号機の新設、移設又は改良工事の自社施工の実績を有すること。

6 登録証の有効期限

令和9年3月31日

7 その他

入札参加資格要件事前審査登録証は、総合評価案件には適用できません。